

藍住町感震ブレーカー取付支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、住宅用感震ブレーカー（以下、「感震ブレーカー」という。）の取付けを行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部に対し補助金を交付し、地震発生時における出火及び延焼の防止を目的とする。補助金の交付については、藍住町補助金交付規則（平成17年藍住町規則第116号）に定めるもののほか、本要綱で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震発生時に住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための装置で、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型または後付型のもの。
- (2) 一般社団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプまたはコンセントタイプのもの。

(対象者)

第3条 本要綱による補助金の交付を受けることができる者は、藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等（町税及び国民健康保険税）の滞納がない者とする。（世帯主に限る。）

(対象費用)

第4条 補助対象となる費用は、現に居住の用に供している住宅において実施する第2条に規定する感震ブレーカーの購入及び取付工事費用とする。ただし、器具等の取付工事費用の補助については、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の事業者等が施工した場合に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、新築住宅の建築に併せて第2条に規定する感震ブレーカーを取付けする場合も、補助対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に要する費用の合計額の2分の1とする。ただし、その金額が1万5千円を超えるときは1万5千円とする。また、100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1世帯に対し1回限りとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、藍住町感震ブレーカー取付支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 藍住町感震ブレーカー取付支援事業に係る内訳表（様式第2号）又は見積書

(2) 賃貸権者の取付承諾書（借家等の場合に限る。）（様式第3号）

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請を受けたときには、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、藍住町感震ブレーカー取付支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

（事業の中止等）

第8条 申請者は、前条の補助金の交付決定を受けた後、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、藍住町感震ブレーカー取付支援事業補助金申請辞退届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（事業完了後の確認）

第9条 申請者は、事業完了後、藍住町感震ブレーカー取付支援事業完了届（様式第6号）により事業実施内容の確認を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の完了の報告を受けたときには、完了届等の審査をし、補助金の額を確定し、申請者に藍住町感震ブレーカー取付支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとし、補助金交付請求書（様式第8号）により交付する。

（補助金の取消し及び返還）

第12条 町長は、申請者が次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条により補助金の交付を受けた後に、藍住町木造住宅耐震化促進事業（耐震改修支援事業に限る。）による補助金の交付を受けたとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（補則）

第13条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。